

令和6年7月

お客さま各位

「破産管財人等口座開設手数料」新設のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、東濃信用金庫では、事務負担等を考慮し、下記のとおり手数料を新設いたします。

日頃よりご利用いただいておりますお客さまには大変ご迷惑をお掛けいたしますが、今後もサービスの充実に努めてまいりますので、引き続きご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 新設日

令和6年11月1日（金）

2. 新設する手数料

破産管財人等口座開設手数料

口座開設1件につき	11,000円（税込み）
-----------	--------------

3. 対象口座

- ・破産管財人口座
- ・相続財産管理人口座
- ・相続財産清算人口座
- ・不在者財産管理人口座

※上記のほか管理人用口座として作成する口座

以上

くわしくは窓口または、担当者までお問い合わせください。

地元と共にあり、共に栄える

